

第三次環境基本計画の点検における提言について (第3回及び第4回点検報告書より抜粋)

○地球温暖化問題に対する取組

<第4回点検>

重点調査事項①：京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組

○平成20年度(2008年度)の温室効果ガスの総排出量(確定値)は、基準年(1990年度)比1.6%の増であり、森林吸収量の確保や海外クレジットの取得を順調に進め、国内対策を着実に進めることにより、京都議定書の削減約束の達成が可能であると思われま

す。しかし、今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられることから、京都議定書の削減約束を達成するため、今後も、気を緩めることなくこれらの対策を着実に実施していくべきです。

○京都メカニズムについては、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めるとともに、既契約案件について、グリーン投資スキーム(GIS)におけるグリーンングの実施や日本国政府保有口座へのクレジットの移転を確実に実施するべきです。また、現行の柔軟性メカニズムは、プロジェクトの登録及びクレジットの発行に至るまで多段階の審査と長い時間を要する、登録済み案件に占める省エネ関連案件(廃ガス・廃熱利用、省エネ)が全体の1割程度に留まる、プロジェクトが特定の国に集中している、先進国からの技術移転が十分でない等の問題点が指摘されていることから、今後の国際交渉に当たって、気候変動対策としての効果(環境十全性)に配慮しつつ、現行の柔軟性メカニズムの改善を行うべきです。

重点調査事項②：温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組

○低炭素社会づくりを加速する観点から、中長期的継続的な排出削減のための取組として以下の取組を進めるべきです。

①平成62年(2050年)までに80%削減という目標は、非常に意欲的なものであり、直ちにその達成に向けた取組を始めることが必要であるため、中期目標が設定されるまでの間においても、国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度を含めた基本的施策について、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ、総合的かつ計画的に検討し、内閣総理大臣のリーダーシップの下、必要な施策を積極的に講ずることにより、地球温暖化対策を推進すること。

②平成32年(2020年)までの具体的な対策・施策については、国際的には、すべて

の主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標が合意されるようルール作りへ積極的な取組を進めるとともに、国内においては、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会における専門的な検討や論点整理、各省で行っている国民対話等を通じて、我が国の国内外での排出削減への貢献、2050年80%削減に向けた道筋、国際的衡平性、実現可能性及び国民負担の妥当性について国民各界各層への情報提供を行いつつ幅広い意見を聴取するとともに、平成22年(2010年)6月18日に閣議決定した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」及び同日閣議決定された「エネルギー基本計画」に基づく地球温暖化対策の検討の成果等をいかしながら、政府内で連携して検討を進め、国民や関係者の意見を聴きながら具体化すること。

- キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度については、様々な意見があることから、平成22年(2010年)4月に設置された中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会や平成22年(2010年)6月に設置された産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける専門的な検討や論点整理等を通じて、国民各界各層から幅広く意見を聴き、効果と影響について考慮しつつ、施策の在り方について制度設計案の議論も含め、早急に検討を進めるべきです。
- 地球温暖化対策のための税は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)において、「平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う」とこととされており、この方針に沿って検討を進めるべきです。
- 平成21年(2009年)11月に経済産業省に設置された「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」において様々な角度から議論を行い、その成果等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を促進するため、全量固定価格買取制度の創設に係る施策について検討を進めるべきです。
- 再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図るため、以下の取組を進めるべきです。
 - ①国内において風力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの利用に関する規制の適切な見直し等を講ずること。
 - ②再生可能エネルギーの導入拡大に向けて系統運用ルールの見直しを検討すること。
- カーボン・オフセットについては、国内外での情報交換や普及啓発を進めながら、地球温暖化問題以外の環境問題への対策にもつながる等の先進的なカーボン・オフセットの取組の促進、カーボン・オフセットの取組に関するガイドライン等の充実及びオフセット・クレジット(J-V E R)制度の運営・拡充等を通じて、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を国民運動的に展開すべきです。
- 企業の地球温暖化対策を促し、これに必要な資金が円滑に供給されるために、公的年金を含め、地球温暖化への影響に配慮した資金の運用、投資及び融資を促すための必要な措置を取るべきです。また、投資家などによる気候変動の観点からの企業評価を支援するため、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある環境情報の提供を促進する検討を引き続き行うべきです。
- 平成25年(2013年)以降の次期枠組みについては、各国の意見が対立する中で、引き続き難しい国際交渉が継続されており、世界全体の排出削減に向けてできるだけ早期の合意が必要です。我が国は、一部の国のみが目標を深掘りし京都議定書第二約束期間を設定するのではなく、コペンハーゲン合意を基礎として、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みが構築され、意欲的な目標が合意される方向に

向けた活動を推進することが必要です。環境基本計画においては、とりわけ国際的取組に関するルール作りを重視していることもあり、我が国としてもこのルール作りのために、リーダーシップを発揮すべきです。

また、低炭素型の技術や製品の提供を行う企業の積極的な姿勢を後押しするため、低炭素技術・製品の普及を通じた日本の貢献が国内目標達成へ反映される新たな仕組みを構築し、民間投資を促進することで、世界の温室効果ガスの排出削減に積極的に貢献すべきです。

重点調査事項③：地球温暖化による避けられない影響への適応のための取組

- 「いぶき」(GOSAT)は打ち上げ以降、順次データの取得、検証を行い、平成21年(2009年)10月にはデータの提供を開始したところです。現在、学術分野を中心にデータを利用した研究が進んでいるところですが、今後は研究機関等想定する利用者へ積極的に周知を行い、利用の更なる促進を図るべきです。
- 温暖化の影響は地方公共団体(都道府県、市町村)別に度合いが異なることから、住民等の多様な主体による参加型の温暖化影響モニタリング手法や温暖化影響可視化手法を開発すべきです。さらに、温暖化予測の正確性を考慮した適応策立案手法を開発するとともに、生活に関係する広範な分野について、地方公共団体が活用可能な適応政策ガイドラインを作成すべきです。
- 地球温暖化対策の推進にあたっては、緩和策とともに、避けられない影響への適応が重要ですが、地方公共団体等の行政機関の適応に関する関心や知識はまだ低いのが現状です。既に取り組んでいる分野のみならず、更に広範な分野について今後の適応の方向性や考え方を関係府省が協力してとりまとめ、示すことによって、地方公共団体等の意識向上を図り、各主体による適応策の実施を支援していくべきです。
なお、熱中症に関しては、熱中症関係省庁連絡会議において、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討、情報交換等を進めつつ、引き続き適切な対策を講じていくべきです。
- 地球温暖化の影響に対し脆弱であるアジア太平洋地域の途上国において、モニタリング・影響評価を行うべきです。さらには、これらを活用し、影響に適応するために関係各国との連携によるネットワークを構築すべきです。
- 海洋酸性化に対する取組の世界的動向に関する情報のほか、いわゆる地球工学(ジオ・エンジニアリング)についての環境への影響に関する内外の情報を整理・収集すべきです。
- 適応に関し、地球温暖化に伴う我が国全体及び地方公共団体レベルでの影響の定量的評価、地方公共団体レベルで利用可能な脆弱性・影響・適応効果評価手法、適応策立案手法の開発等を進めるべきです。

○物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

<第4回点検>

重点調査事項①：自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保

○ 第二次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会の構築に向け、3Rの一層の推進が重要です。

○ 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

<低炭素社会形成、自然共生社会形成と統合的に展開する循環型社会形成に向けた取組>

- ・ 循環型社会、低炭素社会の統合的な取組に関しては、循環型社会形成推進基本法の優先順位に則り、廃棄物の排出抑制、再使用、再利用、熱回収といった取組を着実に進め、循環型社会づくりの取組と低炭素社会づくりの取組の相乗効果を最大限に活用することが必要です。廃棄物発電については、できるだけ効率的に発電施設を活用することが重要です。より効率的、効果的な3Rを進めるためLCAの観点からの評価を行い、情報発信することも必要です。バイオマス利活用の推進による温室効果ガスの削減に関する取組については、LCAなどについて国際的な評価も考慮しつつ進めることが重要です。静脈物流システムの構築については、リサイクルポートにおける企業立地数目標に向けて取組を進めることが必要です。

循環型社会、自然共生社会の統合的な取組については、あらゆるバイオマス利活用についての取組を引き続き推進していくとともに、バイオマス以外の分野にも取組を進める必要があります。自然共生社会の効果を把握する方法を検討していくことも必要です。

<地域活性化につながる地域循環圏の形成に向けた取組>

- ・ 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくりについては、地域活性化につながるような最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定による基盤の整備と循環資源の性質別の地域循環圏の構築をそれぞれ進める必要があります。

前者の最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定については、国は地域ブロックでの計画策定を引き続き進める必要があります。都道府県や市町村の計画についての実態調査を進めるとともに地域計画に沿った取組が進んでいるかを各地域で様々な視点から評価し、随時見直しを行うことが重要です。また、地域計画の策定及び見直しに当たっては、エコタウンやバイオマスタウン構想など関連する計画、構想と連携することが重要です。

後者の循環資源の性質別の地域循環圏については、各種施策を適切に組み合わせながら、関係者が連携、協働しながら取り組むことが重要です。また、引き続き循環型社会形成推進交付金制度等の活用により支援を行うことが必要です。バイオマス系循環資源については、バイオマス・ニッポン総合戦略の目標達成に向けてバイオマスタウン構想の取組を関係者一体となって広げるとともにバイオマスタウン構想の進捗について適切に評価していくことが必要です。また、家畜排せつ物や食品残さについて、完成品の品質や安全の確保に留意して、たい肥化を実施し、環境保全型農業を進めることが重要です。製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、引き続き個別リサイクル法の取組を進めるとともに、回収体制の充実等を図っていくことが必要です。

重点調査事項②：関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的な推進

○ 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜環境負荷の低いライフスタイルへ変革するための国民運動や情報提供の推進＞

- ・ 一人一人のライフスタイルの変革については、学校教育において環境教育を充実していくとともに、生涯学習を含めた地域ぐるみでの環境教育が重要です。関係主体が相互に学びあえるような取組について更に進める必要があります。リターナブルびんなどの利用促進に向けてポイント制やデポジットなど有料化等手法ごとの効果を把握することが重要です。その際、一人一人の行動を更に促すために定量的な3R効果も示しながらわかりやすく情報発信することも必要です。また、レジ袋削減の進捗を踏まえ、重点的に取り組む対象の拡大も念頭に3Rに関する国民運動を展開することも必要です。さらに、家庭での取組については、家庭ごみの排出量は年々減少していますが、事業系ごみの総量の削減率と比べると小さくなっていることから、より環境配慮行動を促し、低炭素で循環型のライフスタイルづくりを進めることも重要です。

＜製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減に係る取組の推進＞

- ・ 3Rの技術とシステムの高度化については、循環基本計画や技術戦略マップ等に基づき引き続き取組を進める必要があります。特に、循環資源の利用先が限られているという関係者の声に応えられるよう研究・開発を進める必要があります。
また、化学物質や重金属等有害物質を含んだ製品が廃棄物となった後の有害性の評価をはじめ、処理・処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等が重要です。また、製造から廃棄までの各段階が連携して、製品ライフサイクル全体・サプライチェーン全体にわたり、一貫して3Rを目指す取組を加速化・高度化し、持続可能な廃棄物・リサイクル対策に取り組んでいくことが必要です。

＜東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた取組の推進＞

- ・ アジア3R推進フォーラムを活用して各国における廃棄物管理の実態・ニーズの把握と国際機関による取組とのマッチング、3Rプロジェクト実施へ援助機関、各先進国による支援が促進され、さらに、各国のニーズに応じた我が国の3R技術・システムの提供がより有機的に行えることも期待されます。また、同フォーラムと連携しつつ、各国のNGO/NPO等とも引き続き協力していくことが必要です。
- ・ 循環型都市協力の取組を引き続き推進し、アジア各国との3R・廃棄物管理に対する政策立案等の能力開発、3R・廃棄物処理に関する優良事例の創出、NGO/NPO等の民間等多様な主体との連携など具体的な協力を推進し、アジア地域における各国内の循環型社会の形成を支援していくことが重要です。アジア以外の地域における協力は、今後、資源循環その他において国際的に重要な国・地域においては、具体的協力を更に推進する必要があります。
- ・ 「東アジア循環型社会ビジョン」の策定を視野に入れつつアジアにおける適切な資源循環に関する国際共同研究を引き続き推進し、東アジアにおける適切な資源循環の枠組みを模索するとともに、成果をアジア3R推進フォーラムや二国間・多国間政策対話の場で共有し、東アジア地域規模での国際的循環型社会形成の共通理解を進めるなかで、我が国が引き続き主導的役割を担うことが必要です。
- ・ 廃棄物の不法な輸出入を防止する取組については、国内監視体制及びアジア地域

での取組、アジア各国の適正処理能力の向上支援の取組を引き続き充実・強化していくことが必要です。また、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理することは、国内における適正処理が確保される限りにおいては、推進していくべきです。ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮や循環資源の品質等に係る基準・規格のアジア域内での普及については、現状ではあまり進展が見られておらず、安定的な資源循環の確保のためには、更なる取組の推進が望まれます。

- ・ アジア各国内における循環型社会形成には各国の制度、状況、ニーズ等の情報共有が不可欠であり、アジア3R推進フォーラムの下で、各国に対し情報・知識・経験の共有を促すとともに、国際共同研究等における情報も活用し、引き続き3Rの情報拠点の整備に関する取組を推進していくことが重要です。

重点調査事項③：物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公表

○ 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

- ・ 物質フロー指標については、一部の取組においては伸びの鈍化や横ばいが見られます。物質フロー指標、取組指標ともに目標に向けて引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、指標の要因の分析については、現在の情報のみでは十分に分析できないものもあることから、更に統計の早期化・精緻化、物量ベースの詳細な情報の把握等を進め、研究分野の成果も活用しながら分析を深めていくことが重要です。

- ・ 循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムに大きな変化が生じている可能性や2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で温室効果ガスを25%削減するという目標（すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした目標）などを踏まえ、中長期の循環型社会のグランドデザインを念頭に今後の取るべき施策についての検討を進める必要があります。

○都市における良好な大気環境の確保に関する取組

<第3回点検>

重点調査事項①：固定発生源からの大気汚染物質の削減に向けた取組

《VOCについての事業者による自主的な排出削減の取組の促進》

- VOCの排出抑制が、O_xやSPMの低減に如何に寄与しているかについては、大陸からの寄与分等についても十分考慮したVOC削減によるO_x等の低減効果の検証の精度を高めていくべきです。

《建築物の解体現場等アスベストの発生源における大気環境中への飛散防止対策》

- アスベストを使用した施設の実態等については、施設の種類ごとに、関係各省において調査が行われていますが、その結果や、安定した状態であれば健康上に悪影響を及ぼすものではないことなどの情報を国民に広く周知し、国民の不安を解消していくべきです。
- 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等の普及、啓発等に係る資料は、必要に応じて改訂していくべきです。

重点調査事項②：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組

- ESTの実現に向けた取組の推進に当たっては、既存の技術のみならず、新しい技術を活用した交通システムの導入も図っていくべきです。
- 例えば、EUは、平成24年（2012年）以降、EU域内の空港を離着陸する航空機に対し、エミッショントレードの適用を開始するとしています。このように、国際交通をめぐる動向は変化してきており、我が国においても、適切に状況を把握し、対策を進めるべきです。なお、エミッショントレードについては、低排出航空機の製造に繋がる素材の開発・普及は、新たな環境ビジネスの展開に繋がることから、環境と経済の好循環も視野に入れて検討するべきです。
- ESTを推進するための仕組みとその具体的方策についても検討していくべきです。
- 自動車関係諸税の税率水準や高速道路料金の設定が、良好な大気環境の実現及び地球温暖化という観点から如何なる影響を及ぼすかについて、定量的に知見を深めていくべきです。
- 都市部だけでなく、地域での交通及び地域間を結ぶ交通においても、ESTの実現は重要であり、公共交通機関のそれぞれの役割分担を総合的に検討するとともに、地域の特性や、地域間の如何なる交通手段が低炭素・低負荷かを踏まえ、それぞれのESTの在り方を検討し、導入していくべきです。これは、地域の活性化に繋がることにもなります。

重点調査事項③：ヒートアイランド対策のための取組

- 個々の建築物の屋上緑化等によるヒートアイランド抑制効果について定量的に評価することができる仕組みについて検討すべきです。
- 屋上緑化・壁面緑化の実施状況については、国土交通省が、普及状況や施工内容の傾向把握を主眼として毎年の施工量の実績値を集計していますが、さらなる屋上緑化・壁面緑化の普及に向け、施工後の経年変化や維持管理の状況も含めた実態を把握するための方策の検討を進めることが望まれます。
- ヒートアイランド対策大綱では、対策の4つの柱の1つとして「都市形態の改善」が掲げられ、目標として「都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道確保等の観点から水と緑のネットワークの形成を推進する。また、長期的にはコンパクトで環境負荷の少ない都市の構築を推進する。」が示されており、民有地も含めた緑とオープンスペースや風の通り道確保するための取組を進めるべきです。
- 個別施策の積み上げによる対策にとどまらず、関係府省及びその他の関係者による連携を一層深めて、総合的な取組を進めていくべきです。

○環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

<第3回点検>

重点調査事項①：ノンポイントソースによる水質汚濁に対応するための取組

- ノンポイントソースによる水質汚濁は、点源としては特定できない、面源である汚濁水の発生源からの水質汚濁であるということから、技術的に、その原因を、具体的かつ網羅的に把握することが難しく、その対策が十分なものであるか否かについて、容易に判断することはできません。

しかしながら、ノンポイントソースによる水質汚濁への対応は、ポイントソースによる水質汚濁への対応と同様、極めて重要であり、当面、「湖沼」については、湖沼法に基づく流出水対策地区において、また、「閉鎖性海域」については水質汚濁防止法に基づく指定地域において、適正な施肥の推進や農薬の散布、家畜排せつ物の適正な管理等閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の低減に一定の効果が見込まれる対策について、取組の実施状況を把握し、必要な改善を図っていくべきです。また、水路、流入河川等の閉鎖性水域流入地点等でモニタリングを実施することによるノンポイントソース起源の水質汚濁の改善状況の把握や、排出源を管理する関係者へのノンポイント対策の啓発を継続的に進めていくべきです。

重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組

- 関係各省や関係地方公共団体との連携をより一層強化して、「閉鎖性水域における環境改善のための取組」を進めるべきです。
- 湖沼及び閉鎖性海域においては、今後の対策をより効果的に実施するために、底泥からの溶出や内部生産を含めた汚濁メカニズムの解明を進めるとともに、下水道等の污水处理施設、家畜排せつ物処理施設、廃棄物処理施設等の整備、流入河川、湖沼、海域等に対する浄化対策事業等を、流域内の関係主体が連携し総合的に推進していくべきです。
- 農林畜産分野においては、持続的な農業生産方式の導入、家畜排せつ物の適正な管理をより一層進めていくべきです。
- 下水道における窒素又は磷排出負荷量に係る高度処理共同負担制度の活用も含めて、今後、高度処理に係る人口普及率の向上を図っていくべきです。
- 環境の状況を把握するための指標については、現在用いられているCOD等について見直しを行い、新たな指標の採用についても検討を進めるべきです。

重点調査事項③：流域における水循環改善のための取組

- 今後、流域全体をとらえた環境保全上健全な水循環の構築に向けた、環境保全、国土保全、林業・農業、都市づくり等の取組を進めるためには、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」や、本年設けられた「水問題に関する関係省庁連絡会議」

等、関係府省が連携を図るための会議を積極的に活用していくべきです。また、各府省間の連携のみならず、地域単位で、地方支分部局、地方公共団体等を含めた連携を進めるべきです。

- 環境保全上健全な水循環の確保には、国、地方公共団体のほか、流域住民、事業者、民間団体等の協力も重要です。流域ごとに、地方公共団体が連携し、国の機関や関係主体と協力しながら、地域として主体性を持ち、問題点を認識し、それぞれの立場による意見の相違を克服し、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下に確保された望ましい水循環の姿を共有するとともに、水循環利用等に対する意識の共有を図り、官民連携の協力のもと環境保全上健全な水循環の確保のための具体的な取組を実践するべきです。
- 水源地域は水源の保全に重要な役割を果たしているため、世界的な水資源の需給状況等も勘案しながら、引き続き、関係府省が連携して適切に保全する取組を推進するべきです。
- 地球温暖化への対応という観点では、増大する台風・前線性の大雨や短時間強雨などの大雨に対し、河川での対応に加え、流域での対応を重層的に行うなど、水災害適応型社会の構築を目指すことが、今後、益々重要となり、具体的な対策について検討を進めていくべきです。また、温暖化による水質への影響等についての解明や、雨の降り方の変化、少雪化等に伴い生じる渇水への対応も進めるべきです。
- 下水処理の過程で発生する下水汚泥の燃料化や燐、レアメタル等の希少資源の回収・再資源化は、地球温暖化対策や、資源循環等の観点でも重要であるため、今後、一層推進していくべきです。
- 再生水の利用及び雨水貯留浸透については、健全な水循環の構築に資するものであり、計画的に取組を推進していくべきです。
- 地下水については、いったん汚染されると回復が困難であることから、汚染を未然に防止する取組を一層推進していくべきです。

○化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

<第4回点検>

重点調査事項①：科学的な環境リスク評価の推進

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。
- 各種調査の実施に当たっては、横断的な視点から、重複の回避、データの相互利用・情報共有を図るため、関係省がさらに連携・協力していくべきです。
- 化審法の改正を踏まえ、すべての化学物質について、製造・輸入量、用途、有害性の情報を元にランク付けをして、優先的にリスク評価を行う化学物質を絞り込み、順次リスク評価を行っていく取組の進捗状況を明らかにした上で、2020年の国際目標の達成に向けて、着実にリスク評価を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。
- 子どもの健康や農薬等の社会的に関心の高い分野における調査やリスク評価について、関係省が連携して着実に実施するとともに、その進展により得られる知見を国民に分かりやすく情報提供していくべきです。
- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、NGO・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。

重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。（再掲）
- 各府省において、化学物質の環境リスクを低減に資する取組が行われていることから、関係府省の相互の連携を強化し、情報共有を行う等、より効果的・効率的に進めるべきです。
- リスク評価の結果、リスク管理が必要とされた化学物質について、調査の進捗状況、施策の進捗状況を明らかにした上で、着実にリスク管理を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。（再掲）

- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）
- 化学物質による環境リスクを低減するため、政府と、地域住民やNGO・NPO、事業者等の様々な関係者が、互いに協力しながら取組を進めていく方策のあり方について検討すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、NGO・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。（再掲）

重点調査事項③： 国際的な観点に立った化学物質管理の取組

- ダイオキシン対策を始めとする我が国の化学物質に関する優れた政策・技術の知見を活かし、アジアを初めとする国々に技術的な協力を行い、WSSD2020年目標の達成に向けてリーダーシップを発揮していくべきです。
- 東アジアにおけるPOPs等による汚染について、各国と連携してデータの集積・解析を行い、情報発信していくべきです。
- 生物多様性への化学物質の影響や、温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）

○生物多様性の保全のための取組

<第4回点検>

重点調査事項①：生物多様性を社会に浸透させる取組

○ 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

<生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発>

- ・ 生物多様性を身近なものとして感じてもらうための様々な取組を推進するほか、国際生物多様性の日（5月22日）における普及啓発のためのイベントの実施等広報を強力に進める必要があります。また、広報にあたっては、国民に広く情報提供を行うため、各種のメディアとも連携・協力しながら、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努める必要があります。
- ・ 事業者が生物多様性に配慮した活動に自主的に取り組むことを促すため、「生物多様性民間参画ガイドライン」を幅広い主体へ普及広報するとともに、事業者に対して活用の促進を働きかけていく必要があります。また、こうした我が国の取組を世界に向けて発信するとともに、このような取組に賛同する事業者が参画する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような枠組みを検討する必要があります。
- ・ 食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを認識し、国民一人一人が行動することが重要です。このため、生物多様性に配慮した商品を選択する目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性に配慮した商品・サービスの選択や、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業へ投資を行うことなど、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促していくとともに、こうした取組を通じて、生物多様性に配慮した事業者、消費者等の活動が相乗的に広がっていくよう努める必要があります。

<地方公共団体による生物多様性地域戦略策定>

- ・ 生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものであり、すべての地方公共団体により早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることが期待されます。このため、都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域における様々な主体による生物多様性保全のための取組事例を紹介することによって、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促すとともに、流域圏等の様々なレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討する必要があります。

重点調査事項②：地域における人と自然の関係を再構築する取組

○ 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

<中長期ビジョンを達成するための手法の検討>

- ・ ポスト 2010 年目標の国際的議論を通じて得られた知見やCOP10の成果などを踏まえ、COP10後に、生物多様性国家戦略 2010 の見直しに着手する必要があります。また、生物多様性国家戦略の取組状況を適正に評価し、今後の改定や施策の改善につなげていくため、国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要となる具体的な指標の設定に取り組む必要があります。

<里地里山の保全・再生に関する取組>

- ・ 里地里山の保全活動の取組の参考とするため、持続可能な資源利用に関する全国の特徴的な取組事例を収集・分析し、幅広く情報発信を行うとともに、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、保全再生につながる新たな利活用手法の導入、都市住民や企業等多様な主体による参加促進方策等の視点についての検討を行い、地域の活動にとって必要な助言や技術的なノウハウを提供することにより、全国的な里地里山の保全再生を促す必要があります。
- ・ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツアーの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討する必要があります。

<生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進>

- ・ 安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興と、それを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、農林水産関連施策において、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図る必要があります。
- ・ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稻作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進する必要があります。
- ・ 森林認証制度をはじめ、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図る必要があります。
- ・ 自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海は、一般的に「里海」として認識されるようになってきており、こうした里海を含む海洋全体の生物の多様性の保全とその持続可能な利用を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要があります。

<絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応>

- ・ 絶滅のおそれのある種の状況の把握と滅亡要因の分析を行い、その状況を改善するために必要な措置を種ごとに明らかにするとともに、国内希少野生動植物種の指定による保護の効果を評価して、その効果が認められるものは、その措置を更に推進し、十分な効果があがっていない場合は、その要因を分析して効果的な保全対策を種ごとに明らかにする等、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、効果的な対策を講じる必要があります。

また、絶滅のおそれのある種が集中する島嶼地域等、生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を特定し、優先的に保護地域の指定などの検討を進めるとともに、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、地方公共団体、NGO、企業などとの連携も図りながら、地域の関係者と協力して地域全体の生物多様性を保全・再生するような制度や手法の検討を進める必要があります。

特に、トキやツシマヤマネコなどの保護増殖を進め、それらの野生復帰を進めるとともに、多様な野生生物をはぐくむ環境づくりを地域の人々と協力しながら行う必要があります。

重点調査事項③：森・里・川・海のつながりを確保する取組

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「森・里・川・海のつながりを確保する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜生態系ネットワークの形成に関する取組＞

- ・ 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、N G O などへの構想・計画づくりに係る情報提供や普及広報を進めることにより、全国、広域圏、都道府県、市町村等の様々な空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める必要があります。特に広域圏レベルにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの図化を目指すとともに、水循環に着目した流域全体の生態系の保全とネットワークの形成を効果的に進めるための方策を検討する必要があります。
- ・ 生態系ネットワークが分断されている場所では、そのつながりを取り戻すことが必要であり、科学的な知見に基づいて重要な地域を保全すると同時にネットワークを確保するための自然再生を積極的に行う等の様々な取組を通じて生物の生息・生育空間の確保や生物がそれらを行き来できるようにする生態的回廊の確保を進める必要があります。

＜自然再生の推進に関する取組＞

- ・ 自然再生の取組については、平成 20 年（2008 年）に改正を行った自然再生基本方針に基づき、自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習や調査研究の推進を図りつつ、生態系ネットワーク等の国土的視点も考慮した自然再生の取組を推進する必要があります。

重点調査事項④：地球規模の視野を持って行動する取組

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献＞

- ・ ポスト 2010 年目標について、関係者と意見交換を行いながら検討を進め、率先して日本から目標を提案することで、C O P 10 における国際的な議論をリードする必要があります。日本からの提案では、世界が広く人と自然の共生を実現することを目指し、目標の進捗状況を測るための指標と併せて、個々の目標の具体的な達成手法を示す必要があります。また、この目標が広く共感、共有されて、生物多様性の社会における主流化が図られることで、その達成に向けて多様な主体が自ら行動する社会の実現を目指す必要があります。

「遺伝資源へのアクセスと利益配分（A B S）」に係る国際的枠組みに関する議論については、我が国として、国際的な遺伝資源の利用実態を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に資するために、遺伝資源の取得を容易にし、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に資するような枠組みとなるよう、議長国としてリーダーシップを発揮する必要があります。また、C O P 10 に先行して開催される C O P / M O P 5 における「責任と救済」については、締約国会議の開催国とし

て、遺伝子組換え生物等に対する様々な立場を持つ各国が受け入れ可能な規定を目指して、主導的な役割を果たす必要があります。

- ・ 我が国の里山に見られるような資源の持続可能な利用・管理の事例は、世界各地でも見ることができる一方で、多くの場所では資源の収奪的な利用や人口増加により、持続可能な利用・管理が実現できず、そこで暮らす人々の暮らしが脅かされていることから、我が国が培った自然共生社会づくりの智慧をベースに、世界各地にも存在する自然共生の智慧や伝統を合わせて、自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念を取りまとめ、その実現のための指針等を提示し、それらに基づく取組を推進する必要があります。これらをSATOYAMAイニシアティブとして世界に向けて発信し、COP10を契機に多様な主体の支持・参加を得て情報共有などを行う国際的なパートナーシップを設立することで、問題の解決に貢献していく必要があります。
- ・ アジア太平洋地域を中心に、国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議や東アジアを中心とした地域の重要サンゴ礁ネットワークの構築などサンゴ礁の保全、藻場・干潟などの湿地や渡り鳥の保全などの分野でリーダーシップを発揮する必要があります。また、国立公園等の保護地域の管理や自然環境データ整備等の分野で二国間及び多国間のネットワークを構築し、国際的な連携を強化するとともに、そのための人材育成への協力や情報提供を行う必要があります。

<我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施>

- ・ 平成22年（2010年）時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで総合的に評価を行うとともに、こうした総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況を具体的に地図化し、ホットスポットを選定することを通じて、優先的に保全・回復すべき地域での取組を進展させる必要があります。また、平成22年（2010年）のCOP10開催を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進のため、生物多様性基本法のもとで、生物多様性に関する法体系の充実、各制度間の有機的な連携の強化に取り組む必要があります。
- ・ モニタリングサイト1000の実施により、国土の自然環境の継続的な状況把握を引き続き進めるとともに、現在十分とはいえない中・大型哺乳類の生息状況、海洋・沿岸域における生物種や生態系のデータ、里地里山における竹林の拡大状況等の重点的な情報の収集に努める必要があります。また、これらにより、温暖化の影響も含めた国土の生態系の状況の変化を把握する生態系総合監視システムを構築するとともに、科学的な予測手法との組合せにより予防的な保全対策の実施に取り組む必要があります。
- ・ 生物多様性と生態系サービスの損失に関する経済分析を行う国際的取組である「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」の取りまとめ作業に連携・協力し、生物多様性の経済評価に関する政策研究等を推進するとともに、こうした研究成果や国際的議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあり得るかの検討に着手する必要があります。

○市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

<第3回点検>

重点調査事項①：適切な環境表示の推進

- 現在、商品等について様々な環境表示制度が設けられていますが、その相互関係の整理、体系化等は十分に行われていません。個々の環境表示について、表示の意味を的確に伝えるとともに、その信頼性を確保することが必要です。
- 商品等の環境への影響について、ライフサイクル全体の観点からの総合的な環境影響の評価方法の検討を進めるべきです。
- 温室効果ガスの削減に繋がるよう、タイプⅠラベル（注Ⅲ－3－5）のエコマーク及びタイプⅢラベル（注Ⅲ－3－5）のエコリーフ（注Ⅲ－3－6）のさらなる積極的活用と、カーボンフットプリント等の新たな取組に関する実効性のある仕組みの構築、消費者の製品選択に結びつくような環境表示のあり方と、そのような環境表示の推進に繋がる施策の進め方について、検討していくべきです。
- 様々な環境表示が市場経済に普及することによって得られる環境改善効果の評価について検討していくべきです。

重点調査事項②：地方公共団体のグリーン購入実施状況

- 地方公共団体による調達方針の策定割合が着実に伸びているにも関わらず、地方公共団体によるグリーン購入による取組状況は、平成19年度（2007年度）以降、大きな進展が見られないという現状を踏まえると、地方公共団体によるグリーン購入の推進に向けた取組を、今後、効果的に進めていくためには、地方公共団体によるグリーン購入が進まない理由について、より精緻な分析を行うべきです。
具体的には、地方公共団体によるグリーン購入の取組状況を詳細に把握し、かつ、地方公共団体における物品等の調達システムや調達担当者の認識など、様々な観点から阻害要因の分析を行い、有効な手だてを講じていくべきです。

重点調査事項③：SRI等の環境投資の拡大

- 我が国における公的年金基金等の機関投資家による環境投資が主要国に比べて少ない現状を踏まえ、機関投資家による環境投資を促進させる方策を検討し、政府として、環境投資の促進に繋がる具体的政策を打ち出していくべきです。
- 国際連合環境計画金融イニシアティブの主導により策定された、受託者責任の範囲内で環境等の問題を投資判断等に組み込むことを宣言する「責任投資原則」への機関投資家による署名の推奨及び投資のみならず、金融全般を対象とし、幅広い国内金融機関が署名し、取り組み得るような、日本版環境金融行動原則の策定等について検討するべきです。

○環境保全の人づくり・地域づくりの推進

<第4回点検>

重点調査事項①：環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組

- あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の一層の充実と関連施策の効果的推進を図るために、生涯を通じた継続的な環境教育・学習の仕組みづくりや、優良事例等の情報共有・提供等において、引き続き、各府省間での連携、地方公共団体との連携及び地域間での連携が進むよう必要な措置を講じるべきです。
- 環境保全活動の実践促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりを強化するために、NPO、企業、行政、市民等の各主体が、適切な役割分担の下、環境保全活動に参加・協働する多様な場づくりを推進すべきです。
- あらゆる主体が、環境問題が地球規模の課題となっていることを理解し、環境保全のために行動できるような人づくりに係る取組を推進すべきです。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）を点検し、必要な措置を講じるべきです。

重点調査事項②：環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組

- 各地域・地域住民が自立し、主体性及び独自性を持って、それぞれの地域資源や特長をいかした地域づくりを、引き続き進めることが重要です。
- 環境負荷の少ない持続可能な地域づくりを効果的に推進するために、優良事例等の情報共有・提供等において、引き続き、各府省間での連携、地方公共団体との連携及び地域間での連携が進むよう必要な措置を講じるべきです。
- 多様な主体が、それぞれの地域の自然資源の状況や特性をよりの確に把握しつつ、生物多様性や里地里山等の保全・活用を展開できるよう、引き続き、情報提供及び情報収集に係る支援等を推進すべきです。

重点調査事項③：多様な主体の連携・協力によって、より良い環境、より良い地域をつくるための地域全体としての意識・能力を向上させる取組

- 環境問題について自らの問題と考える行動する国民と多様な主体が様々な形で連携し、地域の風土や文化的遺産を踏まえながら、地域の環境について知り、生活する場として活用しつつ保全する取組を通じ、地域の環境を持続可能なものにするともに、それを保全する住民の力を高めることが重要です。
- 「地域環境力」の発現・向上には、「地域環境力の基盤」、「主体の力」及び「主

体間の関係の力」の3者の統合的向上に資する支援を進めるとともに、「人づくりと組織・ネットワークづくり」及び「地域づくり」の双方の視点を持ち合わせた施策を推進することも重要です。

- 持続可能な社会の構築には、地域の特色をいかした、独自性を持った豊かな地域づくりを進めることが必要であり、地域が環境保全に資する活動に主体的に取り組むことが求められます。

それぞれの地域が、「地域環境力」の重要性を認識し、住民、市民団体、企業・事業者、行政など多様な主体が、その地域の特性を的確に把握・活用しながら、互いに連携・協力した取組を強化することが期待されます。

○長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

<第3回点検>

重点調査事項①：環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化

- 環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化は、中長期的な見通しを持って進めることが重要です。その際、環境と経済の好循環が実現される経済社会の将来像を提示し、その実現に資する研究・技術開発を、より体系的・重点的に進めるべきです。
- 異なる環境分野にまたがる研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に向けてますます重要となっており、今後も、環境分野の研究・技術開発全体の体系を念頭に置き、関連する各環境分野の連携を図るといった観点で推進していくべきです。
- 今後の経済成長および雇用創出のためには、環境保全に資する製品・サービスの開発・普及が必要不可欠です。民間企業に製品・サービスの開発を促し、消費者にそれらの購入を促すために、経済的措置を積極的に講じるべきです。その一方で、革新的な研究・技術開発については、政府自らも進めていくべきです。
- 温室効果ガスの排出削減に向けて、次世代の再生可能エネルギーの開発を進めていくべきです。
- 研究・技術開発の成果を実際の経済活動や国民生活に反映させるため、産学官や地域社会における各主体間のコミュニケーションの充実や、そのための人材の育成を図るべきです。
- 我が国が環境の国際リーダーとして、我が国の環境技術を活用し、先進国から途上国にわたる世界の環境問題の解決を目指すとともに、環境分野における学術研究協力の国際体制において、我が国が真にその牽引役になるような活動を進めるべきです。
- 次期以降の科学技術基本計画の策定等に際しても、総合科学技術会議、環境省等の関係府省が、一層連携を図っていくべきです。

重点調査事項②：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況

- 環境に関する情報の整備及び提供についての取組は、環境情報に関する国民の満足度を取組推進に向けた指標としています。平成 18 年度（2006 年度）は、24.9%の人が満足しており、平成 19 年度（2007 年度）は、17.7%、平成 20 年度（2008 年度）は、24.4%と一定の成果が見られますが、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況であり、環境情報戦略に基づく施策を推進していくべきです。
- 環境に関する情報の整備及び提供については、環境情報戦略に位置づけられた「当面優先して取り組む施策」を中心に、環境情報戦略連絡会も活用しながら、扱う環境情報の範囲を明確にしつつ、下記のような観点に留意して推進すべきです。
 - ・環境情報が持つ政策上の目的を明らかにして整備や提供を行う。
 - ・利用者が環境問題の現象ごとに情報を把握できるようにする。

- ・利用者のニーズ（目的や方法）に合った情報を提供するため、情報の収集から提供までを一貫した考え方で行う。

- また、提供する環境情報が提供者の意図と違う目的で使われることを防ぐ方法について検討を続けるべきです。

重点調査事項③：戦略的環境アセスメントの取組状況

<SEAガイドライン等を踏まえた実施事例の積み重ね>

- SEAガイドライン等を踏まえ、引き続き、関係府省においてSEA実施事例の積み重ねを進めるとともに、地方公共団体等の関係者への周知を進めるべきです。実施事例の積み重ね等を踏まえ、SEAガイドラインの不断の見直しを行うべきです。
また、SEAガイドラインの枠組みにとらわれず、事業の特性に応じて早期の段階で環境配慮を図っていくことも重要です。

<より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討>

- より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討については、諸外国のSEAに関する情報を収集し、我が国における基本的なあり方を検討していくべきです。

○国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

<第3回点検>

重点調査事項①：東アジアにおける地球環境及び地域環境の改善に係るネットワーク構築の進捗状況

- 上記の個々のネットワーク等の「明らかとなった成果、課題等」を見ると、これらのネットワーク等を構築したことにより得られた具体的成果、課題等は必ずしも十分に把握されていないものもあると考えられます。今後、様々なネットワーク等を通じて、情報を収集・整理し、我が国として如何なる取組を打ち出して行くかについて、整理していくべきです。
- 上記のような個々のネットワーク等は、アジア各国の経済発展、地域、環境の状況や環境保全に係わる対応能力が極めて多様であり、このことは、問題解決の包括的な枠組み構築は容易ではないことから、個々の問題への取組をできるところから開始し、発展させていくという考え方に基づくものと思われます。現在、日中韓三か国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、EAS環境大臣会合等地域協力の枠組みが発達しつつあることから、これらを活用しつつ、個々のネットワーク等の相互の連携を促進し、長期的視野に立って、環境政策・対策の協調・協力を広域的に進めることが必要です。
- 我が国は、生物資源損失の被害者となりやすい多くの途上国を擁するアジアの一員として、また平成22年（2010年）のCBD-COP10/MOP5の議長国として、アジアにおける地球環境の改善に係るネットワークも活用し、途上国の立場にも配慮しながら、CBD-COP10/MOP5における合意形成に向けて、リーダーシップを発揮していくことが必要です。

重点調査事項②：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合

- 国際的な経済連携・地域統合は、連携・統合の強さ、連携・統合に係る国の数や地域の広さ等により様々な形態があります。その一方で、地球レベル、地域レベル、さらには局地的なものまで様々な環境問題がある中で、いずれの環境問題に重点を置くかによっても、連携・統合の内容は変わってくるべきものと考えられます。このため、経済連携・地域統合の形態と対象とする環境問題の特性との組合せを念頭に置き、よりきめ細かい、具体的な環境アセスメントも考慮した国際的な経済連携・地域統合のあり方を検討していくべきです。
- 国際的な経済連携・地域統合と環境の融合においては、国レベルでの連携のみならず、都市レベルの連携、さらには、無国籍・多国籍の国際的な組織レベルの連携の確保も進めていくべきです。
- コベネフィット・アプローチは、環境汚染問題が喫緊の課題である途上国において有効な対策であるとともに、途上国が温暖化対策について積極的な行動を進める上で有効な取組であるため、一層推進するべきです。
- 企業の参加を促進していく観点からも、交通や廃棄物対策に係る事業等、温室効果

ガス排出削減に加えて環境汚染対策にも資する事業に関するCDMの方法論の開発を支援するとともに、その効果の評価手法を充実させ、コベネフィット案件やCDM/JI事業の案件を増やす政策を講じていくべきです。

- このほか、技術移転については、それに伴う特許等知的財産権の保護を如何に図るのかという点にも注目すべきです。この点も含め、今後、技術移転を如何に進めて行くかについて、検討を進めていくべきです。

重点調査事項③：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割の強化・向上

- NGO/NPOによる活動の多くは、何らかの形で環境問題に関わるものであることを踏まえ、在外公館、外務省、環境省、JICA等、NGO/NPOの支援を行っている機関が連携を強化し幅広くNGO/NPOの環境保全活動の実態を把握する取組を進めるべきです。

また、NGO/NPOの活動の実態を踏まえ、NGO/NPOに期待される役割やNGO/NPOが抱える課題を整理し、方向性を明確にして、引き続き、NGO/NPOを支援し、育成していくべきです。

その観点から、在外公館によるNGO/NPOの支援も重要です。外務省において在外公館に配置しているODAの担当官や官民連携パートナーシップを活用し、現地で活躍する日本のNGO/NPOとの連携を強化していくべきです。

- NGO/NPO側としても、情報の共有、課題の明確化、協力体制の強化などを行うため、関係各省における各種制度も活用しつつ、自らネットワーク化を推進して連携の強化に取り組むことが望まれます。このため、関係各省においては、このようなネットワーク化の動きについても引き続き積極的に支援していくべきです。
- 開発途上地域の持続可能な開発の実現にあたって、企業や産業界などの民間部門の果たす役割も注目されているところであり、企業の社会的責任（CSR）の視点からNGO/NPOと企業等とのパートナーシップ構築も始まってきていることから、連携構築の支援も、NGO/NPO、企業、行政間の連携なども対象にして、連携強化を図るべきです。

おわりに

<第4回点検>

- 第三次環境基本計画を基本として進められている我が国の環境施策を概観すると、「地球温暖化問題に対する取組」分野については、地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）に基づく京都議定書目標達成計画や低炭素社会づくり行動計画が、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」分野については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第二次循環型社会形成推進基本計画が、「生物多様性の保全のための取組」分野については、第三次生物多様性国家戦略のほか、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性国家戦略2010が策定されるなど、近年、各分野における環境施策の基本的枠組みが充実してきました。

また、環境施策全体を対象として、重点的に着手すべき8つの戦略を掲げた21世紀環境立国戦略（平成19年6月閣議決定）が策定されており、施策の重点化も進められています。

このように、充実が図られてきた基本的な枠組みの下、様々な主体が連携して取組を総合的に進めるためには、今後、国レベルのみならず、地域レベルでの各施策の基本的枠組みの充実や、地球レベルでの施策の戦略的な展開も進めるべきです。

- 各主体の視点では、分野相互間の連携も視野に入れつつ、環境基本計画を基本とした施策の基本的枠組みの下、当該枠組みの中で設定されている目標を常に念頭に置き、求められている取組を進めるべきであり、特に、国、地方公共団体等の行政主体は、当該目標を達成するために必要かつ十分な具体的施策を、目標達成に向けた工程とともに立案し、着実に推進していくべきです。

また、国、地方公共団体等の行政主体は、各主体の取組の効果を客観的に評価する仕組みを構築し、当該評価を通じて、目標達成に向けた各主体の取組を促進するべきです。

その上で、全府省を通して、個別の施策や予算が環境基本計画に照らして一貫するよう、点検し反映する必要があります。

- 第三次環境基本計画の策定以降のこの4年余の各主体の取組を見ると、進展はみられるものの、各分野で未だ多くの課題を抱えている状況にあります。

恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むよう、これまでの点検結果と合わせて、今回の点検結果（特に「今後の政策に向けた提言」）に示した内容を、各界各層に広く周知するとともに、国、地方公共団体等の行政主体については、環境基本計画の目標達成に向け、具体的施策に反映し、引き続き、着実に環境施策を進めていくべきです。

また、今後予定されている第三次環境基本計画の見直しにおいては、現下の経済社会状況の変化を踏まえつつ、これまで4回の点検結果を適切に反映させることが必要です。